

消費者問題雑感

鈴木 義仁

消費者問題に興味を持ち首をつっこみはじめてから25年経つ。はじめて具体的な問題として出会ったのは、豊田商事事件である。現実に豊田商事が所有する金を遥かに上回る量の金の預かり証を発行し、「金」という「安全確実」な商品の購入という名目で、預かり証という紙切れと引き替えに老人から大金を巻き上げるという悪質商法であった。

その後25年を経ても、相も変わらず法律の規制の網をかいくぐって、大金を巻き上げるという商法は後を絶たない。「ロコロンドン取引」は、ロンドン市場の金の現物取引を実際に必要な金額よりも少額な金額で取引でき、「利益が上がる」として、数百万円から数千万円のお金を支払わせ、わずかな金額しか返還しないという商法であった。「ロコロンドン取引」の悪名が高くなると、「スポット貴金属取引」と名前を変え、これも問題になり、現在は「CFD取引」と名前を変えて、同じような商売を行っている。これを規制する法律としては、特定商取引法しかなく、他の法律の規制が及んでいない。そのため、現在でも高齢者を中心に被害が多発している。

未公開株商法も、手口が「進化」している。当初は、上場していない有名企業の株券を当該企業の社員持株会で勤続中株式を購入していた、退職した従業員から買い集め、「今年度内に上場する」「上場すれば、〇〇円になる」などと言って、名義書換すらできない株式（譲渡制限付き）を高値で売りつけるという古典的な手法であった。しかし、有名企業もホームページ上などで、「上場予定はない」とか「未公開株」の販売に気をつけましょうなどと告知をしたりするため、現実に存在する有名企業の株式を利用した手口は一旦下火になった。すると、「バイオ」とか「エコ」とかをうたい文句に会社を設立し、その未公開株を売りつけたり、その会社の未公開株に投資する投資事業組合を立ち上げ、投資事業組合への投資名目に大金を巻き上げる手法がとられることになる。これも、「上場」などするはずもないし、「会社」の実体がないことなどや、「未公

開株商法への注意喚起」がなされ、消費者が警戒するようになると「劇場型」に転換する。「A社の株を持っていれば、400万円で買い取る」などという電話が別々の名前を名乗る複数の会社から先に入り、その後A社ではない会社から「A社の株を150万円で買わないか」という勧誘があり、150万円で購入しても、誰にも買い取ってはもらえないというような手口である。これも「株」が警戒されることから、現在は「元本保証、高利回り」をうたい文句とした「株式転換社債」の「劇場型」勧誘が主流となっている。私募債の形態をとり、1回の募集については、49人限定、1億円未満の募集という形式により、金融商品取引法の規制から逃れる形になっている。

こうした被害に関しては、そもそも取引自体無効だと主張したり、消費者契約法による取消、あるいは不法行為にもとづく損害賠償請求をして返還を求めることになるが、会社が生きていれば、被害の回復が図れるものの、危なくなると会社をつぶして夜逃げという古典的な手法や、清算手続をとってみたり、最近では会社の自己破産手続(!)を行って責任を逃れるケースも多い。

かつてのワラントを代表とする証券被害、古くからある商品先物取引被害、あるいは変額保険被害などでは、被害救済のための新たな法律論を作り上げたり（説明義務論など）、立証を工夫する（商品先物取引分析ソフト）など苦労もあったが、現在の心配事は、会社がなくならないうちに如何に回収できるか、その一点である。しかも、会社の所在地は、電話代行サービスが進化したバーチャルオフィスであることしばしばで、会社としての実体すらないことが多い。

こうした悪質な商法に関しては、事後的な救済には極めて限界があり、法律の隙間ができないように、なんとか包括的な事前規制ができないものかと被害救済に取り組みながら常に思うところである。

(法務研究科教授)